

岩手県告示第148号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成26年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 被処分者の名称等

- (1) 名称 株式会社第一ファイナンス
- (2) 氏名（代表者の氏名） 平山 明雄
- (3) 主たる営業所等の所在地 盛岡市盛岡駅前北通4番16号
- (4) 登録番号 岩手県知事(6)第00809号
- (5) 登録年月日 平成23年4月26日

2 取消年月日 平成26年2月21日